

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	1-7
処分の種類	許可の取消し等			
根拠法令条例等・条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第75条第1項			
処分の概要	医薬品等の製造販売業者、製造業者、修理業者、薬局開設者、販売業者若しくは貸与業者に対し、その許可を取消し、又は期間を定めてその業務の全部もしくは一部の停止を命ずる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	平成25年5月14日付け25薬第95号長野県健康福祉部長通知「「薬局開設者等に係る薬事法第75条第1項の規定による処分の基準」の改正について」及び「医薬品医療機器等法に基づく業務停止命令等取扱規則」に記載のとおり。			
基準の制定根拠	平成25年5月14日付け25薬第95号長野県健康福祉部長通知「「薬局開設者等に係る薬事法第75条第1項の規定による処分の基準」の改正について」 「医薬品医療機器等法に基づく業務停止命令等取扱規則」			